

「Fashionable Gunma 商品プロデュース事業」 参加事業者募集要綱

1. 「Fashionable Gunma 商品プロデュース事業」について

(1) 事業の目的

本事業は、自社商品に新たな感性を取り入れて商品開発を行う意欲のある中小企業者と専門家*とのマッチングを行い、事業者と専門家が協働でデザイン性や機能性の高い商品開発に取り組むことによって、事業者の競争力向上及び事業拡大を支援するものです。

※「専門家」とは、デザイン等の業務を専門にプロとして活動しているデザイナー、クリエイター等で、各事業者の商品開発に最適な人物を指します。

(2) 事業期間

令和3年3月31日（水）まで

2. 参加事業者の募集について

(1) 募集数

10社（応募者多数の場合は選考の上決定します）

(2) 応募要件

次のア～エのすべての要件を満たす中小企業者とします。

ア 群馬県内に事業所を有する中小企業者等で、新たな感性を取り入れて商品開発を行う意欲があること。

イ 県が実施する雇用状況調査のアンケート等に協力すること。

ウ オンライン会議等に対応でき、必要な端末やインターネット環境が用意できること。

エ 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(3) 応募方法

「Fashionable Gunma 商品プロデュース事業 応募用紙」に必要事項を記入又は入力の上、群馬県産業経済部地域企業支援課にメール又はFAXにて申し込んでください。

※出展申込書をFAXで送信した場合は、電話にて、その旨を御連絡願います。

(4) 応募締切

令和2年7月27日（月）

3. 商品開発について

(1) 対象商品

繊維、シルク、木工、伝統工芸品、食品、生活雑貨、アパレル商品など

(2) 開発内容

既存商品の仕様変更、パッケージデザインの見直し、ネーミングの見直し、既存商品の用途変更等であって、事業期間内に商品開発が完了するものに限りです。

4. 費用負担について

(1) 参加事業者が負担するもの

- ・デザインに基づく試作に係る材料費等諸経費
- ・バイヤーとのミーティングに係るサンプル費用等

※デザインの特許権、実用新案権、意匠権、ロイヤリティー等については、専門家と企業で別途契約を交わすこととします。

(2) 群馬県が負担するもの

- ・デザインプロデュース料*

※デザインプロデュースの内容・成果物の量等については、事業期間等を鑑み、県と専門家および事業者で別途協議することとします。

5. 事業スケジュール

令和2年	7月27日	応募締切
	29日	参加事業者へキックオフミーティングの詳細を連絡
	8月4日	キックオフミーティング
	9月上旬	専門家とのマッチング*、商品開発開始
	10月	雇用状況調査アンケートの実施
	12月	バイヤーとのミーティング*
令和3年	1月末	商品開発完了
	2月	販路開拓（プレスリリース、Web サイトでの商品 PR 等）
	3月	雇用状況調査アンケートの実施

※専門家とのマッチング、バイヤーとのミーティングの実施方法については、別途詳細をご連絡します。

6. その他

新型コロナウイルスの影響により、事業の開始が延期・中止になる場合があります。

7. お問い合わせ及び申込先

群馬県産業経済部地域企業支援課地域産業係 山田

TEL 027-226-3358

FAX 027-221-3191

E-mail jibasan@pref.gunma.lg.jp